一時預かり利用者負担額助成事業のご案内

所得の低い世帯等を対象に、一時預かり事業（保育所等に通っていない乳幼児の一時預かり）の利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

1　対象世帯及び助成限度額

利用する乳幼児が利用日において市内に住民票があり、保育所等に在籍していないことに加え、以下①～④のいずれかに該当する世帯

対　象　世　帯	助成限度額
①生活保護世帯	日額 3,000 円
②市町村民税非課税世帯	日額 2,400 円
③保護者の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である世帯	日額 2,100 円
④要支援児童又は要保護児童の属する世帯のうち市長の認めたもの	日額 1,500 円

※助成の対象となる費用は、給食代等を除く一時預かり利用料です。

※利用料が、助成限度額より低い場合は利用料の額が上限となります。

2　申請方法

助成を受けたい場合は、以下のとおり手続きをしてください。

(1)一時預かり実施施設から利用したい施設を選び、施設で利用の面談を受けてください。

(2)利用可能となりましたら利用を開始してください。(費用は一時負担していただきます)

(3)利用後、市保育課に申請書を提出してください。

（申請期限については、４　申請期限　を確認ください）

また、利用施設に「一時預かり事業利用証明書」または一時預かり事業の利用者負担額に係る領収書の写し(任意の様式）の発行を依頼してください。

(4)手続き完了後、市保育課から助成決定(却下)通知書が郵送されます。

(5)助成決定となりましたら、助成金は口座振替により支払われます。

3　申請書類

(1)栃木市一時預かり事業利用者負担額助成申請書

(2)一時預かり事業利用証明書　または　一時預かり事業の利用者負担額に係る領収書の写し

※様式は市ホームページにも掲載があります。

4　申請期限

申請については下記のとおり期限を設けます。期限までに該当期間の申請を行ってください。申請は同一利用期間内のものについては一括で申請いただけます。

利用期間	申請期限	振込予定
4月～6月	7月末	8月下旬
7月～9月	10月末	11月下旬
10月～12月	1月末	2月下旬
1月～3月	4月10日	5月中旬

※利用年度の翌年度4月10日が申請の最終期限になります。

【問い合わせ先】栃木市こども未来部保育課　TEL 0282-21-2701